

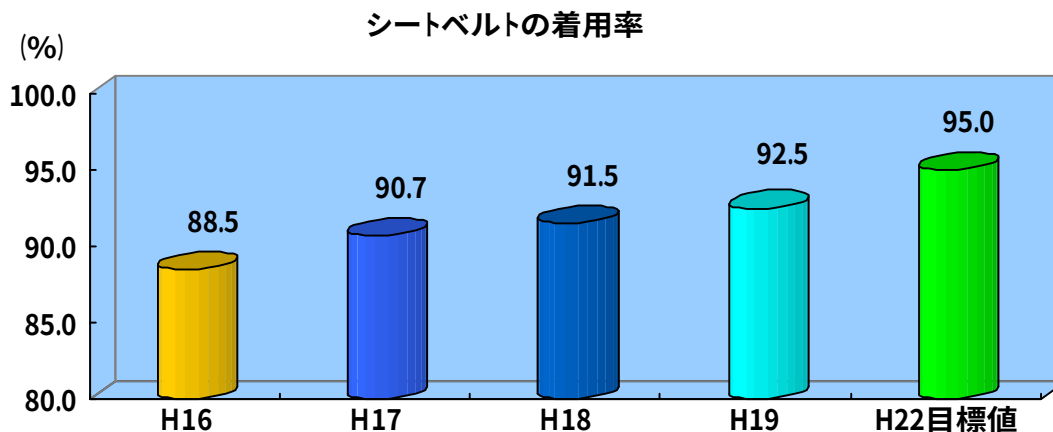
施策名 交通秩序の維持

○目的（対象、意図）

歩行者、運転者が、安全で快適な道路等を通行できるように交通マナーを守っている

○施策の目標

目 標 項 目	目 標 数 値 等
シートベルトの着用率	目標値
	22年
	95.0%
	現状値
	19年
	92.5%



○平成19年の業務ごとの取組、成果とコスト

業務の取組と成果	平成19年事業費(千円)	平成20年事業費(千円)
【交通秩序の維持】 ●飲酒運転根絶のための交通指導取締りを強化し1,688件を検挙するとともに、飲酒運転をしない環境づくりの一環としてハンドルキーパー運動を積極的に推進した結果、飲酒運転による交通死亡事故は前年に比べ16件（－66.7%）減少した。 ●シートベルト着用率向上のための交通指導取締り、交通安全教育及び広報啓発活動を推進した結果、四輪乗車中の交通死亡事故におけるシートベルトの非着用者の割合は前年に比べ6.3%減少した。 ●暴走行為に対する徹底した指導取締りを行った結果、共同危険行為等により176人を検挙した。 ●悪質・危険な運転者を早期に交通社会から排除する必要があることから13,115件の行政処分を迅速に執行した。 これらの取組みにより、交通事故死者は前年に比べ49人減少し、施策の目標として掲げるシートベルトの着用率は91.5%から1ポイント上昇し、92.5%となった。	270,249	284,655

○業務評価を踏まえた総括評価

・目標達成に向けた平成19年の取組と成果

●交通マナーが守られた安全で安心な交通社会の実現に向けて、

- ・ 飲酒運転根絶のための対策の強化
- ・ シートベルト着用率向上のための対策の強化
- ・ 悪質・危険運転者を早期に交通社会から排除するための迅速な行政処分の執行
- ・ 暴走行為の封圧、検挙
- ・ ひき逃げ事件等の悪質な交通事故事件の早期検挙を目指した捜査活動

を実施した結果、交通事故死者は118人で前年に比べ49人減少し、第8次三重県交通安全計画の目標である平成22年までに交通事故死者を130人以下とする目標を達成するなど、交通事故死者の減少傾向が顕著になりつつある。

・残った課題とその要因

●飲酒運転については、飲酒運転常習者が存在するなど依然として後を絶たないことから、飲酒運転に対する交通指導取締りを強化するとともに、平成19年の道路交通法の一部改正により新たに設けられた酒類提供罪、車両提供罪、同乗罪を積極的に適用するなど、諸対策を強化する必要がある。また、飲酒運転をさせない環境づくりが必要である。

●四輪乗車中の交通事故死者のうち、シートベルト非着用者の占める割合が依然として高いことから、着用の徹底を図るための各種対策をさらに強化する必要がある。

・課題を踏まえた平成20年の取組み

●飲酒運転の根絶に向けて、交通指導取締りをさらに強化するとともに、平成19年6月の道路交通法の一部改正により新たに設けられた酒類提供罪、車両提供罪、同乗罪を積極的に適用する。また、飲酒運転をしない環境づくりのために、ハンドルキーパー運動を積極的に展開し、酒類提供業者と連携した取り組みを推進する。さらにあらゆる機会をとらえた交通安全教育・広報啓発活動を推進する。

●交通事故による被害軽減対策の一つとしてシートベルトの着用は有効であることから、着用率の向上のための交通指導取締り、交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。平成19年6月の道路交通法の一部改正により、平成20年6月19日までに後部座席のシートベルト着用を義務化する改正道路交通法が施行されることから、県民に対して法律改正を周知徹底させるとともに、交通指導取締り、交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。